

外国人労働者の地域経済への寄与に関する考察

古川 浩規*・山本 佳世子**

A Study on Contribution of Foreign Workers to Regional Economy

Hiroki FURUKAWA*, Kayoko YAMAMOTO**

Abstract: This study clarified the backgrounds and purposes of the foreigners residing in Japan to contribute to the efforts of multicultural symbiosis that are being made by the national and local governments. For this purpose, we examined the residence status of top 6 foreign nationals in Japan over the years by using Natural Breaks (Jenks). In addition, we also examined the relationship with the regional economy by investigating the proportion of foreign workers in each category of residence status. In this study, we show that considering from the scientific viewpoints such as GIS can produce different interpretations even for existing research objects in the field of humanities and social sciences. Moreover, we have succeeded in showing another interpretation for residence of foreigners in Japan.

Keywords: 在留外国人 (foreign residents), 多文化共生 (multicultural symbiosis), 外国人労働者 (foreign workers), 地域経済 (regional economy)

1. 序論

1.1. 本研究の背景と目的

我が国では、2018年12月25日に首相官邸の政策会議の一つである「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」で「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が決定され、我が国の基本方針の一つとなっているように、関係府省及び地方公共団体においては多文化共生に係る取組がなされているところである。我が国に在留する外国人数は過去最高を記録し増加の一途をたどっており、外国人住民を地域住民の隣人として見かけることも珍しくなくなってきた。また、地域住民としての外国人住民のみならず、都市部を中心としたコンビニエンスストアや飲食業で勤務する者としての外国人を見かけることも増えてきている。

内閣府政策統括官（経済財政分析担当）の分析（2019）によれば「我が国では、女性や高齢者等と併せて外国人材についても、雇用が増加している。同じ基準でさかのぼることのできる10年前と比較して、外国人労働者が就業者全体に占める割合は、0.8%から2.2%へと上昇した。」とされており、日常

生活で見かける光景がデータとしても示されている。

「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」という。）に基づく外国人の労働については、「技術・人文知識・国際業務」をはじめとする就労を目的とした在留資格での労働（以下「就労系での労働」という。）、「留学」をはじめとする就労を目的としない在留資格での資格外活動許可を得た上での労働（以下「資格外活動での労働」という。）及び「日本人の配偶者等」をはじめとする身分に基づく在留資格での労働（以下「身分に基づく労働」という。）の3種類に分類することが可能であるが、同内閣府の分析（2019）によれば「外国人材の労働市場に関する分析では、これまで賃金等の公的統計が存在しなかったため難しかった。」ともされている。

そのため、本研究では、国籍間での相違、経年での傾向、都道府県間のクラスタリングといった科学的なデータを基にし、我が国に在留する外国人がどのように増加してきたのかを地理情報システム（GIS）を用いて概観するとともに、その増加が地域経済に与える影響についても考察を試みる。

* 非会員 電気通信大学大学院情報理工学研究科（The University of Electro-Communications）

〒182-8585 東京都調布市調布ヶ丘 1-5-1 E-mail : furuhiro@uec.ac.jp

** 正会員 電気通信大学大学院情報理工学研究科（The University of Electro-Communications）

1.2. 関連分野の先行研究と本研究の位置付け

外国人の在留に関する研究については、都道府県や市町村といった地域を限定した形で、当該地域での外国人労働者に関する実態調査が、飯牟禮(2019)、中園(2019)、佐伯(2018)、湯山・設楽(2018)、金ほか(2016)によって主に社会学の視点からなされている。近年の外国人労働者の就労問題と入管制度との問題についてのマクロ研究は、田中(2019)、守屋(2018)によってなされているが、いずれも統計に基づく定量的な分析がなされておらず、また、GISの活用も考慮されていない。湯山・設楽(2018)によると、2.1.節で述べる傾向を反映し、例えばベトナム人技能実習生に焦点を当てた調査・研究は2015年以降になされているが、北海道、本州といった各地域での調査・研究となっている。よりマクロでの動向については石川(2005, 2014)が実施した国勢調査による外国人の個票データを用いた日本国内の移動分析が代表的であるが、地域での就業について全在留資格を対象としてマクロ的に、かつ、科学的に捉えて分析されたものではない。

駒井(2014)によれば、移民研究、すなわち外国人の在留に関しては、これまで、法学、社会学、経

済学を中心とする社会科学分野が研究の中心であり、法学分野では移民の人権擁護に主要な関心がおかれ、社会学分野では就労や生活の実態の解明に力点がおかれ、経済学では労働力需給の分析が重点的になされてきた。そのため、1.章で述べた通り、これまで主に人文社会科学で扱ってきた問題に対して、GISを用いて定量的に分析し、デジタル地図上に可視化することに本研究の新規性がある。

2. 研究の方法

2.1. 研究対象の概要

本稿執筆時点(2020年8月21日、以下同じ。)での法務省出入国在留管理庁の最新の公表値によれば、2019年末時点の在留外国人数は約293万人で前年末に比べ約20万人増加し過去最高を記録している(図1)。国籍・地域別では、多い順に中国人、韓国人、ベトナム人となっており、特にベトナム人の伸び率が対前年比24.5%の増と著しい。在留資格別では、多い順に永住者、技能実習、留学となっており、特に技能実習の伸び率が対前年比25.2%の増と著しい。都道府県別では、多い順に東京都、愛知県、大阪府となっている。

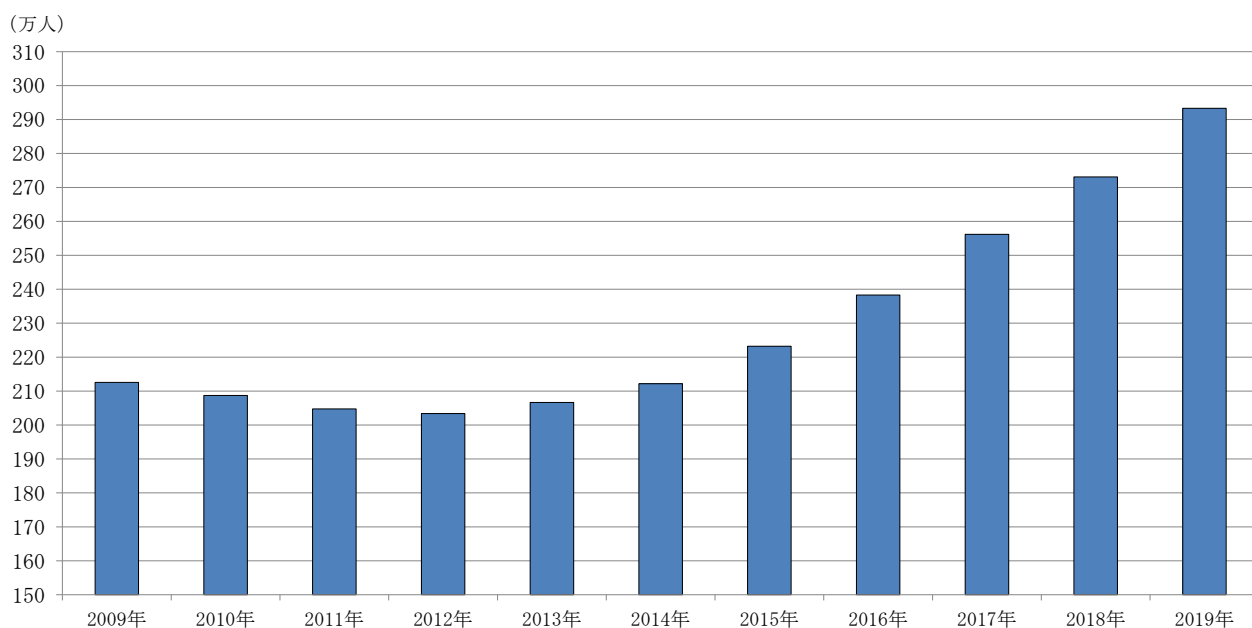


図1 在留外国人数の推移(総数)

(出典：法務省出入国在留管理庁 2020年3月27日 報道発表資料)

一方、入管法に基づく在留資格者数だけでは、特に「資格外活動での労働」の労働者数と「身分に基づく労働」の労働者数を把握することができない。しかし、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づき、全ての事業主は、外国人労働者の雇入れ及び離職時に厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることが義務付けられているため、届け出漏れ等是有り得るものの、当該外国人雇用状況の届出状況により、国籍、在留資格等別に全在留外国人労働者の状況を確認することができる。本稿執筆時点での最新のものは、2020年1月31日に厚生労働省から報道発表された2019年10月末現在の『外国人雇用状況』の届出状況まとめである。同調査では外国人労働者数が約166万人とされており、2007年に届出が義務化されて以降、過去最高を更新している（図2）。ここで注目すべき点は、

- 「就労系での労働」である「専門的・技術的分野の在留資格」で就労する外国人労働者数は全体の約19.8%に過ぎない。
- 技能実習生数の伸びのみならず、留学生のアルバイト等が該当する「資格外活動での労働」で就労する外国人労働者数の割合が増加してきている。

の2点である。

2.2. 研究の方法

石川（2005, 2014）が分析したデータである国勢調査は5年に一度の実施であり、またこの個票データは政府統計の総合窓口（e-Stat）等を通じて広く一般に利用できるようにはなっていない。そのため、広く一般に公開されているデータを用いて外国人の在留状況を把握するとともに、外国人の増加を直感的に理解するために、約6か月に一度公表されている在留外国人統計をGISのデジタル地図上で可視化することにより分析を試みた。表示の対象及び方法は以下の通りである。

- 在留外国人統計として、2020年7月21日時点で公開されている全データ（2012年12月末時点～2019年6月末時点）を対象とし、都道府県別に全在留外国人数を入力する。
- 同じく2020年7月21日時点での直近の調査である2019年6月末現在のデータでの国別・地域別上位6か国（中国、韓国、ベトナム、フィリピン、ブラジル、インドネシア）については、国別・地域別で都道府県別に在留外国人数を入力する。

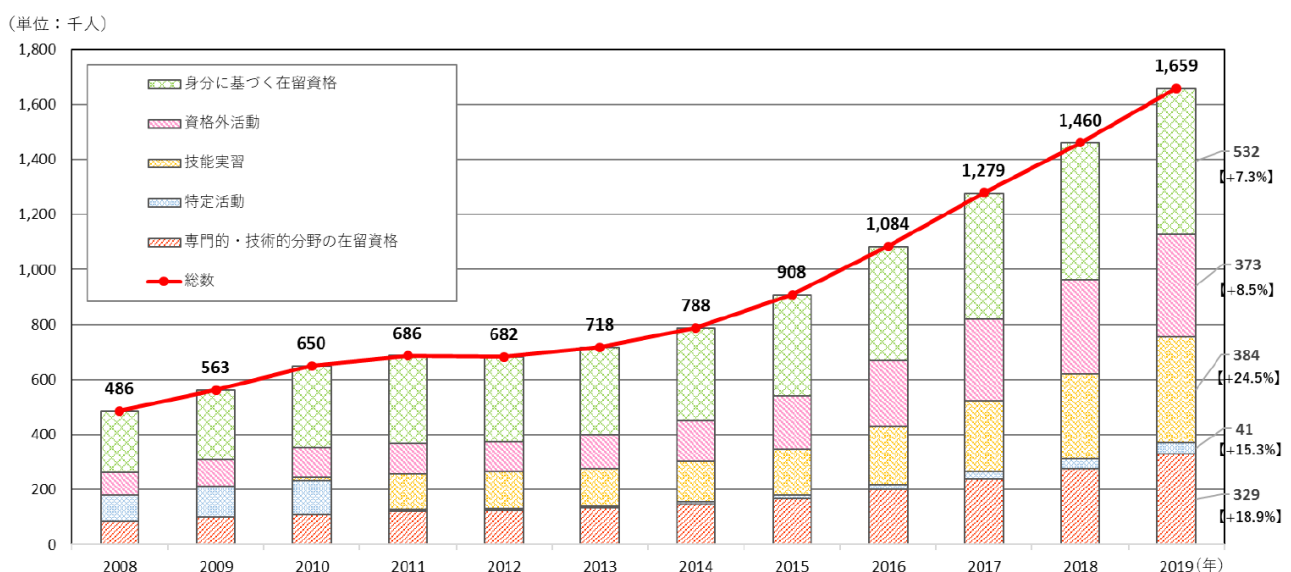


図2 在留資格別外国人労働者数の推移

（出典：厚生労働省 2020年1月31日 報道発表資料）

- 在留外国人統計として、2020年7月21日時点で公開されている全データ（2012年12月末時点～2019年6月末時点）を対象とし、都道府県別に全在留外国人数を入力する。
- 入力されたそれぞれの外国人数を個別に、調査時点毎に日本地図上に5段階の Natural Breaks (Jenks) で表示する。

これにより、全ての在留外国人の日本での分布及び国籍別外国人の日本での分布を視覚的に表現することが可能となるとともに、在留の状況を都道府県単位で統計的にクラスタリングすることができる。

3. 外国人の在留状況の地域的遷移

3.1. 分析結果

実施結果例として、2.1.節で示した、近年増加が著しいベトナム人の在留状況を図3に示す。なお、添えてある数字は、その時点で全国に在留するベトナム人総数である。

図3で示されている通り、2012年12月時点では、神奈川県がベトナム人の在住する最大の県であり、Natural Break (Jenks) でも単独で最大のクラスタリング (Cat. I) がなされている。これに続く在留が2番目に多いクラスタリング (Cat. II) として、埼玉県、東京都、愛知県、大阪府及び兵庫県のクラスタリングがなされている。そのため、この時点ではいわゆる三大都市圏に在留ベトナム人が集中していることが確認できる。

一方、年を経るごとに三大都市圏以外でも、北海道を一つの例とするように在留ベトナム人の増加と集中が見られる。北海道では、2014年12月時点までは色が付いておらず、最も低いクラスタリング (Cat. V) であったが、2015年6月には Cat. IV となり、ベトナム人の集中が始まったことが確認できる。その後、2017年12月に Cat. III、2018年6月に再度 Cat. IV、2018年12月に再度 Cat. III となり、2019年6月では引き続き Cat. III となっている。ベトナム人の在留者数全体が伸びている中でもクラスタリングのレベルが上がり、また、そのレベルを維持していることは、北海道がベトナム人の在留先として特に選ばれ続けていることを意味する。

しかしながら、全外国人の在留分布では、北海道は2017年6月までは Cat. V であり、2017年12月に Cat. IV となった後、2019年6月まで Cat. IV のままである。そのため、ベトナム人が比較的集中したとしても、必ずしも他の国籍者も集中するものでもないことがわかる (表1)。さらに、2012年12月末時点から2019年6月末時点までの都道府県のクラスタリングの変化を各国籍別に確認したところ、表2の通り、ベトナム人のように集中する都道府県に変化が見られる国籍がある一方で、変化がほとんど見られない国籍の2つに分類することができた。

表1 2019年6月時点で北海道に在留する外国人の統計上のクラスタリング (Cat. I : 多, Cat. V : 少)

	Cat. I	Cat. II	Cat. III	Cat. IV	Cat. V
全 外 国 人				●	
中 国				●	
韓 国				●	
ベ ト ナ ム			●		
フィリピン					●
ブラジル					●
インドネシア				●	

表2 集中する都道府県の経年変化

変化あり	変化なし
中国, ベトナム, インドネシア	韓国, フィリピン, ブラジル

3.2. 考察

金ほか (2016) によれば、日系ブラジル人の移住形態は、血縁・地縁を頼って移住する「相互扶助型移住システム」とは異なり、職業斡旋企業を頼って分散移住する「市場媒介型移住システム」であるとされており、この移住形態下では、職業斡旋企業を頼って分散移住するとされている。しかしながら、表2の通り、ブラジル国籍者の都道府県単位での在留状況は経年でもほとんど変化が見られない。そのため、分散移住したとしても、その後は地域に根差して結果的には「相互扶助型移住システム」に移行

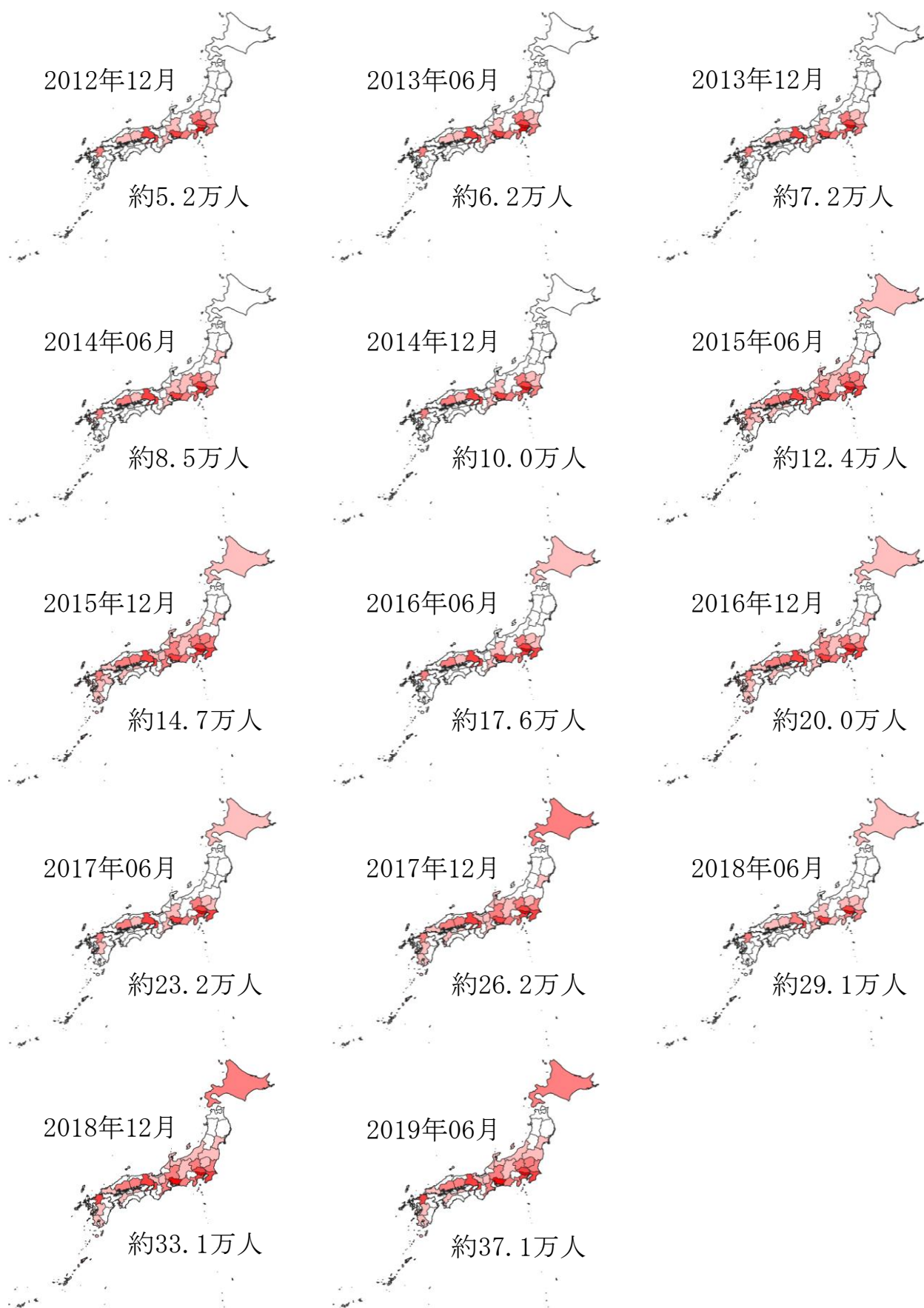


図3 ベトナム人の在留状況の推移

している。

一方で、金ほか（2016）によれば、先行研究で示された大洗町の日系インドネシア人の事例では1998年から地域での受け入れが始まり、大洗町における定住化が進むとともに、日系人の結婚と出産によって日系インドネシア人コミュニティは拡大してきた。まさに「相互扶助型移住システム」の事例であるが、金ほか（2016）によれば、2000年代後半以降、事実上インドネシアから大洗町への日系インドネシア人の新規流入は衰えた。また、表2においてはインドネシア国籍者の都道府県単位での在留状況に経年での変化が確認できる。そのため、日系ブラジル人の事例とは反対に、結果的には「市場媒介型移住システム」に移行している。

これらの事象から、人文社会科学分野では既存の研究対象であっても、広く一般に公開されているデータとGISを用いた定量的分析の結果について考察を行うことで、これまでとは異なる解釈を生み出すことができることが分かった。このような別の解釈が可能となれば、地方公共団体の地域振興や多文化共生の施策にも新たな方策を盛り込むこともできるため、GISを用いた分析は重要な視点を生むこととなる。

4. 外国人労働者の推移

4.1. 分析結果

図2で示す通り外国人労働者数は増加しているが、在留する外国人が全て労働に従事するものでもない。この就労比の算出は可能であるが、算定の基礎となる「在留外国人統計」と『外国人の雇用状況』の届出状況まとめでは調査時点がそれぞれ異なるため、算出した就業比で精緻に数の議論を行うことは難しい。しかし、近い調査日を組み合わせることで、国籍別や経年での傾向を見ることはできるため、「在留外国人統計」の毎年12月末時点の数字を分母とし、『外国人の雇用状況』の届出状況まとめの毎年10月末時点の数字を分子とした割合を用いて考察を行った。

2019年12月末時点の「在留外国人統計」の数字を分母（各国籍別の行下段）とし、2019年10月末

の『外国人の雇用状況』の届出状況まとめの数字を分子（グレーの背景となっている各国籍別の行上段）とした結果が表3である。なお、各列の分類は、『外国人の雇用状況』の届出状況まとめに従っている。また、

- 「①専門的・技術的分野の在留資格」のうち、「技術・人文知識・国際業務」以外
- ②特定活動
- 「④資格外活動」のうち「留学」以外
- 「⑤身分に基づく在留資格」のうち「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」及び「定住者」以外
- ⑥不明

の各列については計算を行っていない。これは、

- これらの各列では、入管法に基づく在留資格の認定において個別に審査の上で認定されている事例が少なくないため、試算の対象とすることで全体の議論が矮小化する。
- これらの分類について計算を行わずとも、残りの分類の計算で各行総数の約87.6%（韓国）以上をカバーすることができる。

ためである。表3からは、全国籍計の行で総数の列下段に青字で示されている通り、在留外国人の約半数（56.6%）が労働に従事していることがわかる。また、ベトナム人の平均就業比のみ97.4%と突出している。

4.2. 考察

表3中では、各行において、各行の平均よりも高い割合で労働に従事している在留区分には黄色でハイライト、うち100%を越える在留区分にはオレンジでハイライト、うち150%を越える在留区分には赤でハイライト表示している。全国籍でも各国籍別でも、「技術・人文知識・国際業務」、「技能実習」、「留学」及び「日本人の配偶者等」で就業比が高い傾向がみられるが、これら4在留区分のうち、前2者（「技術・人文知識・国際業務」及び「技能実習」）は、就労を目的とした在留資格であるため、就労の割合が高くなることは当然である。そのため、後2者（「留学」及び「日本人の配偶者等」）で就労の割

表3 国籍別就労比の例（2019年）

	総数	①専門的・技術的分野の在留資格		②特定活動	③技能実習	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格					⑥不明
		計	うち技術・人文知識・国際業務			計	うち留学	計	うち永住者	うち日本人の配偶者等	うち永住者の配偶者等	うち定住者	
全国籍計	1,658,804	329,034	260,556	41,075	383,978	372,894	318,278	531,781	308,419	94,167	14,742	114,453	42
	2,933,137 56.6%		271,999 (95.8%)		410,972 (93.4%)		345,791 (92.0%)		793,164 (38.9%)	145,254 (64.8%)	41,517 (35.5%)	204,787 (55.9%)	
中国 (香港等を含む)	418,327	114,856	96,702	4,938	86,982	99,510	84,014	112,040	77,652	18,191	5,722	10,475	1
	813,675 51.4%		90,766 (106.5%)		82,370 (105.6%)		144,264 (58.2%)		273,776 (28.4%)	30,321 (60.0%)	17,002 (33.7%)	28,822 (36.3%)	
韓国 (特別永住者を除く)	69,191	31,208	27,654	3,880	62	9,021	7,891	25,019	17,674	5,576	479	1,290	1
	165,098 41.9%		27,388 (101.0%)		0 N/A		17,732 (44.5%)		72,391 (24.4%)	12,798 (43.6%)	2,162 (22.2%)	7,208 (17.9%)	
ベトナム	401,326	49,159	45,114	6,196	193,912	137,410	130,893	14,646	6,585	3,230	1,323	3,508	3
	411,968 97.4%		51,713 (87.2%)		218,727 (88.7%)		79,292 (165.1%)		17,186 (38.3%)	4,601 (70.2%)	2,047 (64.6%)	5,646 (62.1%)	
フィリピン	179,685	11,579	7,856	5,121	34,965	2,819	2,099	125,197	73,572	18,429	2,776	30,420	4
	282,798 63.5%		8,150 (96.4%)		35,874 (97.5%)		3,262 (64.3%)		131,933 (55.8%)	26,699 (69.0%)	6,838 (40.6%)	54,359 (56.0%)	
ブラジル	135,455	1,071	706	49	129	263	211	133,943	63,738	18,078	1,077	51,050	0
	211,677 64.0%		671 (105.2%)		6 (2150.0%)		642 (32.9%)		112,440 (56.7%)	18,427 (98.1%)	4,249 (25.3%)	73,536 (69.4%)	
インドネシア	51,337	4,759	3,261	2,976	32,480	5,291	5,002	5,830	2,963	1,462	140	1,265	1
	66,860 76.8%		3,511 (92.9%)		35,404 (91.7%)		7,512 (66.6%)		6,662 (44.5%)	2,126 (68.8%)	332 (42.2%)	2,238 (56.5%)	

合が高くなる点を考察するが、特に、近年増加が著しいベトナム人の状況に焦点を当てるとともに、2.1. 節で示した通り、「資格外活動での労働」で就労する外国人労働者数の割合が増加してきていることから、「ベトナム人の『④資格外活動』の『うち留学』の就業比」について考察を進める。

「留学」の在留資格で在留する者が資格外活動する理由、すなわち、留学生がアルバイトに従事する理由については、独立行政法人日本学生支援機構が毎年実施している「私費外国人留学生生活実態調査」で確認できるが、本稿執筆時点での直近の統計である平成29年度調査では「日本ででの生活を維持するために必要だから」が70.3%となり第1位となっている。また、前回（平成27年度）及び前々回（平成25年度）の調査でも、それぞれ71.1%及び69.2%で第1位となっているため、一般的に留学生にとって生活費の支弁が課題となっていることがわかる。

次にアルバイト従事率を確認する。アルバイト従事率についても、前述の独立行政法人日本学生支援機構の「私費外国人留学生生活実態調査」で確認できる。この結果では、

- 本稿執筆時点での直近の調査である「平成29年度 私費外国人留学生生活実態調査」では、

全国籍のアルバイト従事率は全体の約7割（75.8%）

とされており、前回（平成27年度）及び前々回（平成25年度）の調査でも、それぞれ74.8%及び75.3%とほぼ同じ値となっている。そこで、ベトナム人の過去の就業の状況を確認するために比較可能な範囲で統計をさかのぼって確認したところ、表4の通りとなり、一貫して比率が上昇していることが分かった。また、全国籍の「私費外国人留学生生活実態調査」でのアルバイト従事率との差も拡大していることが分かった。就業比の算出に使用している「在留外国人統計」は中長期在留者を対象としており、すなわち、法務大臣が発給する在留カードの対象者数である。また、『外国人の雇用状況』の届出状況まとめは事業主から届け出られた数値である。一方で、「私費外国人留学生生活実態調査」は留学生から申告された数値である。そのため、この差が発生する要因については、例えば、継続的ではない一度限りのアルバイトを、事業主はアルバイトに従事する外国人として捉えているが、留学生はアルバイトとはみなさずに申告していないといったことも考えられるため、更なる考察が必要である。

表4 ベトナム人留学生の就業比の経年変化と「私費外国人留学生生活実態調査」でのアルバイト従事率との比較

年	ベトナム人留学生の就業比 (A)	全国籍の「私費外国人留学生生活実態調査」でのアルバイト従事率 (B)	差分 pt (A-B)
2019 年 (令和元年)	165.1%	—	—
2018 年 (平成 30 年)	149.0%	—	—
2017 年 (平成 29 年)	136.3%	75.8%	60.5pt
2016 年 (平成 28 年)	119.4%	—	—
2015 年 (平成 27 年)	97.6%	74.8%	22.8pt
2014 年 (平成 26 年)	67.0%	—	—
2013 年 (平成 25 年)	43.7%	75.3%	△31.6pt
2012 年 (平成 24 年)	39.9%	—	—

また、入管法上の規定では、留学生には原則週 28 時間以内の資格外活動（アルバイト）が許可されているが、アルバイト時間数に関する調査資料には、前述の独立行政法人日本学生支援機構の「私費外国人留学生生活実態調査」の他、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」がある。これらの結果では、

- 本稿執筆時点での直近の調査である「平成 29 年度 私費外国人留学生生活実態調査」では、
 - ・ 奨学金受給者のアルバイト時間数は、全体では「週 20 時間以上 25 時間未満」が 429 人 (28.1%) と最も多い
 - ・ 奨学金非受給者のアルバイト時間数は、全体では「週 20 時間以上 25 時間未満」が 1,106 人 (39.6%) と最も多い
 とされている。

- 同じく本稿執筆時点での直近の調査である「令和元年賃金構造基本統計調査」では、週換算で約 18.6 時間となる。

であるため、前述のアルバイト従事率に関する調査資料との乖離を踏まえると、実体として、ベトナム

人留学生は、複数のアルバイト先で就労し、合計して全国籍の留学生のアルバイト従事時間のおよそ 2 倍となる週 40～50 時間程度の勤務を行っている」と解釈することもできる。

そのため、以上を踏まえると、

- ベトナムは経済成長が著しい国であるとはいえ、来日する者の増加に伴い、金銭的に十分な余裕があるわけではない層までもが来日するようになり、必要に迫られた結果、ベトナム人留学生がアルバイトを掛け持ちするといった方法も含めて労働力を供給するようになった。

- 企業側でも他国籍者よりもベトナム人のアルバイト雇用を選好する何らかのニーズがある。ことも考えられるため、日本国内での求人倍率等の地域性及びベトナム国内の出身地の経済状況等の地域性を、GIS のデジタル地図上での可視化の結果を考慮しつつ検証するなど、更なる考察が必要である。

5. 結論と今後の研究課題

国勢調査の個票データといったビッグデータを解析することなく、広く一般に公開されているデータから外国人の在留状況を示すことができたとともに、外国人労働者の国籍別の特徴を明らかにすることができた。特に、人文社会科学分野での既存の研究対象に、広く一般に公開されているデータと GIS を用いた定量的分析の結果について考察を行うことで、これまでと異なる解釈を生み出すことを示すことができた。今後は、国籍間での相違及び在留資格別の相違の考察を更に進めるとともに、今回明らかとなった経年での傾向、都道府県間のクラスタリング等と地域経済との関連等について GIS を用いて明らかにする。特に、現下の新型コロナウイルス感染症禍が外国人に与える影響についての考察が大きな課題である。

謝辞

本稿をまとめるにあたり、東京外国語大学の竹内進一教授、東京農工大学の千年篤教授のご指導をいただきましたことに感謝の意を表します。

参考文献

- 飯牟禮克年（2019）秋田県における外国人技能実習生受け入れへの課題と提言～秋田県とベトナムでの現地調査を踏まえて～。「国際教養大学アジア地域研究連携機構研究紀要」, **9**, 41-64.
- 石川義孝（2005）外国人関係の2統計の比較。「人口学研究」, **37**, 83-94.
- 石川義孝（2014）日本の国際人口移動—人口減少問題の解決策となりうるか？—。「人口問題研究」, **70** (3), 244-263.
- 金延景・栗林慶・川口 志のぶ・包 慧穎・池田 真利子・山下 清海（2016）茨城県大洗町における日系インドネシア人の定住化要因—水産加工業における外国人労働者の受け入れ変遷の分析を中心に—。「筑波大学地域研究年報」, **38**, 31-60.
- 駒井洋（2014）日本における移民研究の成果と課題。「移民政策学会移民政策研究」, **6**, 219-233
- 佐伯奈津子（2018）東海圏に暮らす日系インドネシア人。「名古屋学院大学論集社会科学編」, 55 (1), 119-129.
- 田中史郎（2019）外国人労働者問題を考える視座—移民政策の変遷と外国人労働者—。「宮城学院女子大学附属人文社会科学研究所人文社会科学論叢」, **28**, 125-139.
- 中園桐代（2019）人口減少地域における外国人技能実習生の受け入れの課題——北海道オホーツク地区を事例として——。「北海学園大学開発研究所開発論集」, **103** (別刷), 1-23.
- 守屋貴司（2018）外国人労働者の就労問題と改善策。「日本労働研究雑誌」, **696**, 30-39.
- 湯山英子・設楽澄子（2018）北海道における在留ベトナム人の現状と課題：技能実習生の実態調査から。「一般財団法人北海道開発協会開発調査総合研究所助成研究論文集」, 115-139.
- 厚生労働省（2020）「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和元年10月末現在）。<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09109.html>.
- 厚生労働省（2020）令和元年賃金構造基本統計調査結果の概況。<

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2019/dl/12.pdf>>.

- 独立行政法人日本学生支援機構（2014）私費外国人留学生生活実態調査。<https://www.jasso.go.jp/about/statistics/ryuj_chosa/h25.html>.
- 独立行政法人日本学生支援機構（2016）私費外国人留学生生活実態調査。<https://www.jasso.go.jp/about/statistics/ryuj_chosa/h27.html>.
- 独立行政法人日本学生支援機構（2019）私費外国人留学生生活実態調査。<https://www.jasso.go.jp/about/statistics/ryuj_chosa/h29.html>.
- 内閣府政策統括官（経済財政分析担当）（2019）政策課題分析シリーズ18 企業の外国人雇用に関する分析—取組と課題について—。<<https://www5.cao.go.jp/keizai3/2019/09seisakukadai18-6.pdf>>.
- 法務省出入国在留管理庁（2020）令和元年末現在における在留外国人数について。<http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00003.html>.